令和6年度主任介護支援専門員更新研修実施要領

(R6.5.16 一部訂正)

1 目 的

主任介護支援専門員に対して、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期限の更新時に併せて、研修の受講を課すことにより、継続的な資質向上を図るための定期的な研修受講の機会を確保し、主任介護支援専門員の役割を果たしていくために必要な能力の保持・向上を図ることを目的とします。

2 研修実施機関

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会(鳥取県指定研修実施機関)

3 受講資格(対象者)

(1) 共通要件

- ①鳥取県の介護支援専門員登録者
- ②主任介護支援専門員研修または、主任介護支援専門員更新研修修了証明書に記載された $\underline{\overline{q}}$ 期間が令和7年 $\underline{1}$ 月~令和 $\underline{8}$ 年 $\underline{1}$ 2月(平成 $\underline{3}$ 7(2025)年~平成 $\underline{3}$ 8(2026)年)に満了する方。
- ③介護支援専門員に対する指導事例を提出することができる方

(2) 個別要件(以下①~⑤のいずれかに該当する方)

- ①直近5年以内(平成31年4月~令和56年3月)に、介護支援専門員支援会議の委員又は介護支援専門員に係る法定研修(介護支援専門員実務研修、介護支援専門員更新研修、主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修)の講師やファシリテーター(演習指導者を含む)の経験がある方
- ②本研修受講の前年度(令和5年度)に、<u>地域包括支援センターや保健・医療・福祉に関する職能</u> 団体等が開催する法定外の研修**注に4回以上参加した方
- ③直近5年以内(平成31年度~令和5年度)に、日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会及び鳥取県福祉研究学会において、ケアマネジメントに関する演題発表等の経験がある方
- ④日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
- ⑤主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する方であり、都道府県が適当と認める方 ※注 対象となる研修は、2時間以上のもので、受付等で氏名等を記載(確認)したものに限りま す。(申込不要の講演会等、受講を確認できないものは対象となりません)

4 研修期間 (詳細については、別紙1「研修プログラム」参照)

研修内容		科目	受講期間
e ラーニング	講義	11科目	7月6日(土)~11月11日(月)
オンライン(ZOOM)	オリエンテーション 講義(独自科目) 演習	9科目	7月~11月(9日間)

5 研修日程·内容等

「令和6年度 主任介護支援専門員研修プログラム」により実施します。

また、「講義科目」および「講義・演習科目」の講義部分は<u>「オンライン研修受講システム」による e-ラーニング</u>、演習部分は ZOOM 機能を用いたオンライン研修を実施しますので、事前にオ

ンライン研修の受講環境整備にご協力をお願いいたします。詳しくは、別紙1「オンライン研修の受講について」をご参考ください。なお、日程等について変更になる場合がありますのでご了承ください。

6 受講定員 80名

7 受講料等

受講料(非課税)	テキスト代 (税込)	合 計
26,000円	4, 400円	30,400円

- ※ 本研修(演習)においては、「4訂/介護支援専門員研修テキスト 主任介護支援専門員更新 研修」(一般社団法人日本介護支援専門員協会発行)を使用します。
- ※ 受講料及びテキスト代は、受講決定後に指定口座へお振込みいただきます。振込先は、受講決 定通知に記載します。

8 受講申込手続き (別紙2「受講申込手続きの流れ」参照)

- (1) 鳥取県社会福祉協議会ホームページ内「介護支援専門員研修(ケアマネ研修)」の「4 主任介護支援専門員更新研修」ページより、受講申込フォームに必要事項を登録してください。 ※最後に「送信する」をクリックすると、入力されたメールアドレスに登録完了の自動返信メールが届きます。
- (2) 併せて、以下の書類を揃え、期限までに郵送またはご持参ください。
 - ※提出書類チェックシートを活用し、提出漏れのないようご注意ください。
 - ※必要な様式は専用ページよりダウンロードしてください。

【提出期限】令和6年5月22日(水)必着

≪全員に提出していただくもの≫

- (1) 介護支援専門員証 (顔写真付のもの) の写し ※A4サイズ用紙に、等倍でコピーしてください。
- (2) 初回の更新の方は「主任介護支援専門員研修修了証明書の写し」 2回目以降の更新の方は「主任介護支援専門員更新研修修了証明書の写し」

≪個別要件により、添付するもの≫

- (1) 個別要件① 研修講師等実績 申告書(様式2)
- (2) 個別要件② 研修参加 申告書(様式3)
- (3) 個別要件③ 日本ケアマネジメント学会等における学会・研究発表会カリキュラム(写)
- (4) 個別要件④ 認定ケアマネジャーを証明する書類

9 受講決定について

(1) 受講申込内容及び添付書類の内容を審査のうえ受講者を決定し、<u>申込フォームに入力された</u> 所属事業所住所へ、受講決定通知を送付予定です。

令和6年6月19日(水)を過ぎても届かない場合は、必ず御連絡ください。

(2) 申込者が定員を超えた場合は、有効期限が早い方を優先に、先着順により決定します。

10 研修の受講について

(1) 講義 (e ラーニング)

研修記録シートの提出及び研修の一部科目をオンライン研修受講システムを使用し、e ラーニングで行います。

「介護支援専門員研修(ケアマネ研修)」ページに e ラーニングについての概要、マニュアル等を掲載しておりますので、必ずご確認ください。

ID・パスワードは、オンライン研修システムを利用する際必要となりますので、忘れず保管いただきますようお願いします。

(2) 演習 (オンライン研修)

演習は、ZOOMを利用し、オンラインで行います。「介護支援専門員研修(ケアマネ研修)」の受講者専用ページに研修のお知らせ及び資料等の掲載を行います。資料は各自で研修当日までに御準備ください。オンライン研修の受講に必要な「ZOOMの招待URL、ミーティングID、パスコード等」もこちらの専用ページよりお知らせします。研修プログラムに沿って各科目の案内等を御確認ください。

<u>受講者専用ページに入るには I D・パスワードが必要です。 I D・パスワードは受講決定時</u>にお 知らせいたします。

※上記 e ラーニングで使用するものとは別のものです

本研修では、各受講生にZOOM機能を使って受講していただきます。研修開始前に受講者専用ページにあります操作に関する動画を視聴していただきますようお願いいたします。

11 指導事例の提出について

本研修では、テーマ(演習科目)に沿った、他の介護支援専門員に対する<u>指導・支援事例</u> (指導・支援の経過)を用いて演習を行います。(受講者本人がケアマネジメントした事例ではありません。)該当する事例を事前課題としてまとめ、別途案内する提出期限までに提出していただきます。指導事例を提出できない場合は原則受講いただけません。

※事例提出に関する詳細は、研修第①日目の『「主任介護支援専門員としての実践の振り返りと 指導及び支援の実践」の進め方』で説明します。

12 修了認定について

各科目における到達目標を達成しているかについて、研修記録シート、修了レポート等により 評価を行います。

全科目修了された方については、主任介護支援専門員更新研修修了証明書を交付します。

13 修了後の更新申請について

主任介護支援専門員更新研修を修了することにより、介護支援専門員更新研修を修了したとみなされますので、各自で鳥取県へ更新手続きを行ってください。

14 特定一般教育訓練給付制度について

令和6年度から、鳥取県社会福祉協議会で実施する法定研修が「特定一般教育訓練」の講座指 定を受けています。要件を満たす方は受講費用の一部が修了後に支給されます。

詳しくは、お近くの都道府県労働局、ハローワークにお尋ねください。

※講座の受講開始 1 ヶ月前までに、訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブカードを 作成し、ハローワークにおいて、受給資格確認を行うことが必要です。なお、手続きは、受 講決定通知がお手元に届いてから行ってください。

- ※「教育訓練給付金(特定一般教育訓練)受給資格確認通知書」の写しを、受講決定通知に記載の期日までに鳥取県社会福祉協議会あてに郵送してください。
- · 主任介護支援専門員更新研修 指定番号: 3122002-2410043-7

15 その他

- (1) 主任介護支援専門員更新研修の修了後は、介護保険法に定める介護支援専門員研修等における、講師・ファシリテーター等の協力をお願いする場合があります。
- (2) 申込時の提出書類の内容を確認したうえで、受講資格を満たさないと判断された場合は、受講をお断りする場合があります。
- (3) 必要な様式は「介護支援専門員研修(ケアマネ研修)」専用ページよりダウンロードしてください。
- (4) 令和6年度からのカリキュラム見直しにより、内容が変更になる場合がございます。
- (5) 地震・台風、感染症拡大等、やむを得ない事情により研修を中止(または延期)させていただく場合がございます。研修の中止等の情報については、本会ホームページ「介護支援専門員研修(ケアマネ研修)」専用ページにてお知らせします。

16 問い合わせ・連絡先

(1) 研修制度全般、登録・更新手続きに関すること

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課 介護保険・施設担当 〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 電話 (0857) 26-7175

(2) 受講申し込み、その他本研修に関すること

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 福祉人材部 研修担当 〒689-0201 鳥取市伏野 1729-5 (県立福祉人材研修センター内) 電話 (0857) 59-6336 ホームページアドレス https://www.tottori-wel.or.jp/